



令和5年度第2回「志摩ブランド」認定申請の募集要領

令和5年度 第2回「志摩ブランド」認定申請の募集を以下のとおり実施します。

<募集期間>

令和5年12月1日（金） ～ 令和5年12月20日（水）

<対象となるもの>

- ①一次産品（志摩市で生産又は水揚げされた農産品、水産品、畜産品）
- ②加工品等（志摩市で製造又は加工された加工品、工芸品）

<対象者>

- ①農業、漁業を営む者で組織する法人及びその他の団体
- ②商品等の生産、製造、加工を行っている事業者

<申請方法>

志摩市地域ブランド認定申請書及び志摩市地域ブランド認定申請調書に必要事項を記入の上、志摩市地域ブランド推進協議会事務局（志摩市商工課）へ提出してください。

後日、申請品は、志摩市地域ブランド認定審査会へ提出していただきます。

<認定登録料>

1 認定品につき1万円

<認定後の手続き>

志摩市地域ブランド認定審査会にて審査後、志摩市地域ブランド推進協議会において、商品の認定適否を決定し、申請者へ認定可否結果を通知します。後日、認定通知を受けた申請者は、誓約書を提出するとともに、認定登録料を納付いただきます。

<志摩ブランド認定のメリット>

- ① 認定商品には、志摩ブランドロゴマークを商品パッケージに入れることができます。（当初10シート（1シート63枚）を無償提供。その後は有償。）
- ② 志摩市地域ブランド推進協議会で参加する商談会等について、小間料なしで参加できます。（その他、交通費等経費は事業者負担）
- ③ アンテナショップや道の駅等での販売に係る手数料の費用（上限5万円）を負担します。
- ④ 販売促進物等の作成に係る費用の3分の2（上限3万円）を補助します。
- ⑤ 専門の講師を招き、販売戦略やPR方法などの勉強会を開催します。
- ⑥ その他、販売促進につながるような情報等を事務局から提供します。

<問い合わせ>

産業振興部商工課 電話44-0010 / ファックス44-5262